

災害時における支援協力に関する協定書

生活協同組合コープみえ

伊勢市

災害時における支援協力に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみえ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊勢市内で大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、甲において物資の確保を図るため、その調達を行う必要が生じたときは、甲が行う物資の調達業務に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給要請等）

第2条 大規模災害が発生した場合において、甲が物資を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（第1号様式）により乙の供給可能な保有商品（以下「供給品」という。）について輸送先を定めて要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法により要請し、後日速やかに供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、供給品を優先して供給するとともに、搬出に関し積極的に協力するものとする。この場合において、乙は供給品を出荷したときは、速やかに甲に対し供給確認書（第2号様式）を提出するものとする。

（供給品の範囲）

第4条 甲が乙に要請する供給品等は、乙が保有または調達可能な供給品とする。

（運搬及び引渡し等）

第5条 乙が出荷する供給品の運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとし、輸送先において、甲の責任者が数量等を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙が出荷する供給品のみならず、甲は乙に対して甲が指定する場所への物資の輸送等の協力を求めるときは、乙は可能な限り協力するものとする。その際甲は乙に対して集荷物の品目情報や、集荷および配送先等の必要な情報を提供する。

（物資の供給に係る経費の負担）

第6条 乙の供給品の対価及び乙が運搬に従事した場合に要した経費は、甲が負担するものとし、甲は、速やかにこれを支払うものとする。

（供給品の価格等の決定）

第7条 前条の規定により甲が負担すべき供給品の価格等は、乙が提出する供給確認書その他甲が指定する書類等に基づき、甲、乙協議の上、大規模災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第5条2の規定により輸送に従事した者が、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となった場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、その適用がない場合は甲乙協議のうえ補償等の対応にあたるものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責めを免れるものとする。

(損害賠償等)

第9条 第5条の規定により乙が運搬に協力した場合において、乙が運搬に使用した車両等の機材に損害が生じたときは、当該損害が運搬従事者以外の者の行為であって、当該運搬従事者以外の者から損害賠償を受けることができる場合又は運搬従事者の故意若しくは重大な過失による場合を除き、甲は、その賠償の責めを負うものとする。

2 運搬による供給品に損害が生じたときは、乙が同等品を甲に補填するものとする。

(広域的な支援体制整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(報告)

第11条 この協定の確実な実行のために、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(変更及び廃止)

第12条 乙は、名称等を変更し又は閉店等、災害活動場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(連絡責任者)

第13条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

(1) 甲：伊勢市危機管理部長

(2) 乙：生活協同組合コープみえ 伊勢センター長

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長されたものとみなす。その後においても、同様とする。

(疑義等の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月9日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県津市羽所町379番地
生活協同組合コープみえ
理事長 鈴木 稔彦